

民間競争入札実施事業

「地層処分研究開発に関連する運転管理に係る業務」の自己チェック資料

1. 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

○機構が自主的に改善してきた内容

- ・一定の地域（核燃料サイクル工学研究所周辺）に参入企業の本店または支店が所在することを条件としていない。
- ・入札公告から事業開始までのスケジュールを十分に確保している（84日）。
- ・入札公告から入札書類提出までの期間を十分に確保している（62日）。
- ・競争条件を損なうことがないよう、企業からの質問への回答や情報提供は、質問した企業以外の全ての参入企業に対しても公正かつ公平に開示している。
- ・業務手順の具体化及び定型化を行ってマニュアルを作成し、新規参入企業でも容易に業務を実施することが可能としている。
- ・業務の分割による業務実施体制を見直し、参入障壁の緩和を図った。

○小委員会委員からのご意見を受けて改善した内容

(1) 仕様書の作業内容の詳細化

- ・仕様書に業務内容を一覧表として追加した。
- ・仕様書に業務ごとの業務量（時間単位）及び発生頻度を一覧表に明記した。
- ・実施事業者と原子力機構の作業分担を明確化した。
- ・実施事業者が取り扱う設備・機器について、メーカー及び型番を一覧で示した。

(2) 応札判断に資する情報提供（閲覧資料の整備等）

- ・業務に必要な原子力機構作成の規定・基準類及びマニュアル類については、著作権及び核物質防護の観点から公開できない部分を除き、事前閲覧を可能とした。
- ・業務に必要な原子力機構作成の規定・基準類及びマニュアル類については、必要に応じて、電子媒体による提供も可能とした。
- ・参入を検討している企業から要望があった場合には、業務対象となる施設・設備の事前見学を可能とした。

(3) 実施条件の明確化（作業場所等）

- ・仕様書に建物や設備の写真及び図面を掲載し、新規参入企業にも理解しやすい内容とした。

(4) 質問受付・回答の充実（公平性の確保）

- ・参入を検討している企業からの要望に応じ、業務内容について対面での質疑応答を可能とした。なお、必要に応じて Web を用いた対応も可能とした。

#### (5) 参入障壁の低減（過度な限定の排除）

- ・新規参入企業にも事業目的が明確に伝わるよう、仕様書に明示した。
- ・入札説明会については、東海本社に加えて東京でも開催し、各 2 回に増加した。
- ・競争性を阻害する可能性がある核燃料物質（プルトニウム [Pu]）取扱業務を別業務として分割（独立）し、参入障壁の低減を図った。
- ・業務実施人数を受注者の裁量に委ね、標準要員（必要最低人数）の表記を廃止した。

#### (6) 応札者拡大のための広報活動

- ・機構ホームページに入札公告を掲示したほか、小委員会の意見を受けて掲載の仕方の工夫や検索機能の充実化をはかるなど改善を実施した。
- ・機構に業者登録をしている社に対して、入札公告の内容や入札期日について、電子メールによる案内（メーリングリスト）を送付することで周知を強化した。
- ・契約請求課がこれまでに契約や見積もりを行った実績のある複数の企業に対して、事前に入札案内を電話や電子メールにて行い、新規参入を促した。

#### (7) その他の改善事項

- ・長期契約とすることで初期コストの平準化が可能となるよう、契約期間を単年（1 年）から 3 年へ延長した。
- ・受注企業が変更となる場合には、必要な業務引継ぎを行うとともに、引継ぎ期間を一定期間確保した（1 週間程度→3 週間程度）。
- ・資格取得手続きに配慮し、落札後から業務開始までの間に資格取得することも可能とした。

#### ○小委員会から対応を求められた事項のうち対応できなかった項目

小委員会から対応を求められた事項のうち、「関連事業を核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）全体で統合することの検討」については、統合による競争性向上の効果が限定的である一方で、運用面や利用者利便性への影響が大きいことから、実施には至らなかった（詳細は「2. 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析」に記載する）。

## 2. 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

### ○関連事業の統合について

本事業については、小委員会からの意見を踏まえ、関連事業を研究所全体で統合することについて検討を行ったが、統合は困難であり、運用面、施設保全及びコストの観点からも合理的ではないと判断した。

運転管理業務の統合を検討すべきとの意見については、研究所において、これまで検討を行ってきた。令和3年度に実施された小委員会及び研究所との意見交換会においては、今後も研究所において検討を継続するものの、当該事業を所大または他の施設・設備における運転管理業務と整理・統合することは困難であるとの検討結果が報告されている。

運転管理業務の統合が困難であると判断した理由は、主に以下のとおりである。

研究所には、核燃料サイクルに関する研究開発を目的とした試験研究関連施設が約280棟整備されている(2026年4月現在)。これらのうち、倉庫や居室のみの建家を除き、実験設備や関連インフラ設備など、特徴や用途の異なる施設が、研究開発内容に応じて個別に計画・建設されている。このため、設備構成、安全要件及び運転条件には大きな違いがあり、これらの施設については、施設・設備を所掌する課室が、それぞれの施設の特徴や運転条件を把握した上で、責任を持って運転管理を実施している。本件においても、契約請求箇所である核種移行研究グループが所掌する施設は9棟あり、本契約において当該建家の運転管理を実施している。

一方、共同溝や共同配管、集合排水処理施設などの総排水関連施設・設備、ならびに特別高圧変電所から各施設の低圧変電設備に至る送給電施設・設備といった、研究所全体で共用されるインフラについては、すでに管理が統合されており、専門部署である工務技術部が責任を持って維持管理及び運転を行っている。

このように、施設・設備の特徴に応じて責任分界点を明確にし、分業体制を構築することにより、施設・設備を所掌する課室が、その特徴を的確に把握した上で、責任を持って運転管理業務を担っている。その結果、各部署がそれぞれの運転・維持管理業務に専念できる体制が確保され、事故やトラブルの未然防止や発生時の迅速な対応につながっており、合理的な運用であると考ええる。

また、本契約における実施業務のうち、電気及び上下水関連の施設・設備の維持管理作業に要する想定時間は約447時間であり、仕様書に定める全作業量想定合計約5,374時間のおよそ8%である。これらの維持管理作業を本契約から分割した場合でも、経費削減効果は限定的であることから、本契約に含めて実施することが合理的である。

小委員会との意見交換以降も、研究所において継続的に統合や合理化の検討を行ってきたが、現行体制を超える、より合理的な改善案は見いだされていない。

なお、今後もコスト削減及び業務合理化の観点から、継続的に検討を行っていく。

○人員確保の困難について

競争性改善の取組みとして、第5期より標準要員数（7人程度）を削除して、作業者の技量や創意工夫により決定することとし、過去の勤務実績として業務従事者数を記載するよう改善を図ったが、今回実施した複数の事業者へのヒアリングにおいて、人員不足から人材確保が困難であることや、受注できなかった場合に配置先を確保することが困難であることが示された。

本事業は、放射性物質の閉じ込め機能を担う建家系及びグローブボックス・フード系排風機等の許認可上運転が必要な設備や消防法で設置が義務付けられている消防設備等の日常・週例・年次点検やこれら主要設備や関連設備の運転管理を実施するため、年間をとおして常駐が必要な業務であることから、要員変動はともかく、常駐要件の緩和はできず、人員確保に対する改善は困難である。

また、資格要件についても、放射性物質の取扱のための教育・訓練が可能であることに加えて、作業者は原子力の研究・開発に対して社会的に求められる高い技術力と信頼性を有し、安全性に配慮して業務を行うことが可能な者である必要があるため、これ以上の調達要件の緩和は困難であると考ええる。

以上のことから、本事業の実施可能な事業者が限定されると考える。